

移住定住等促進助成事業（こばえちゃ割）助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 庄内空港利用振興協議会（以下「協議会」という。）は、庄内空港を発着する指定の航空便を利用し、移住定住等を検討する者、県外に在住する就職活動者及び婚活事業等への参加者に対して航空運賃の一部を支援することにより、移住定住及び空港利用の促進を図る。

この要綱に定めるところにより、庄内空港の利用振興に寄与するために必要な経費について、予算の範囲内で助成を行う。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）移住定住 移住検討やお試し移住等のため、山形県、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町及び遊佐町の移住相談窓口などに来県相談等することをいう。
- （2）就職活動等 企業等説明会、採用試験、面接及びインターンシップ等に参加することをいう。
- （3）婚活事業等 山形県、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町及び遊佐町ほか民間企業等が行う結婚を望む満18歳以上の独身男女に出会いの機会を提供するイベント等をいう。
民間企業等が行うイベント等については、自治体との共催、若しくは協賛・後援・助成等を受けて実施するもの。または自治体から紹介を受けたものを対象とする。
- （4）県内企業等 山形県内に就業場所となる事業所を開設している、若しくは当該事業所を開設する見込みのある企業・行政機関をいう。
- （5）インターンシップ 県内企業等において、実習・研修等の就業体験を実施することをいう。
- （6）指定便 片道利用の場合は、往路を羽田空港発のANA393便を利用した場合、または復路を庄内空港発のANA394便を利用した場合を対象とする。
往復利用の場合は、往路を羽田空港発のANA393便を利用し、かつ復路を庄内空港発のANA394便を利用した場合を対象とする。

（助成対象者）

第3条 助成金の対象は、庄内空港発着の航空便を利用する次の者とする。

- （1）航空機を大人運賃で利用した者
- （2）県外に在住する者

(3) 指定便に搭乗した者

(4) 移住定住、就職活動、婚活事業において公的機関等への相談や事業に参加し、実施日等当該内容について記載した資料を提出可能な者

(助成対象期間)

第4条 助成金の交付対象期間は、庄内空港利用振興協議会の現年度事業計画等各案が総会での承認を得ることを前提としたうえ、現年度の4月1日から翌年3月15日までとする。

2 協議会は、予算の執行状況等により、助成対象期間内であっても助成を打ち切ることができる。

3 協議会は、指定便が欠航した場合には助成の対象としない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、第3条に規定する補助対象一人当たり次の額とする。100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 片道利用 5,000円

(2) 往復利用 10,000円

2 他の自治体等が行う交通費助成事業との併用は認めない。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、指定便利用日から起算して15日を経過する日までに山形県電子申請システム（やまがたe申請）による申請または交付申請書（様式第1号）を協議会に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 協議会は交付申請書の提出があった場合、本要綱に適合し、かつ予算の範囲内であること、かつ提出のあった各関係団体等に相談内容等を確認した上で交付を決定する。

(助成金交付)

第8条 協議会は、第6条の交付申請書の提出があった場合、確認の上受理し、当該申請のあった助成金を、原則として30日以内に交付する。

(交付決定の取消し)

第9条 協議会は、この要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取消することができる。

(助成金の返還)

第 10 条 助成金の交付が取消された場合においては、既に交付されている助成金について、協議会が指定する期日までに、遅滞なく協議会に返還しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 10 月 30 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。